

特別養護老人ホームひいらぎ運営規程の概要等

利 用 定 員	5 0 名
サ ー ビ ス 内 容	・週 2 回以上の入浴介助 ・食事、排泄、離床、着替え、整容等の生活全般の介助 ・その他日常生活上の必要な援助 ・機能訓練による身体機能の維持 ・嘱託医・協力医による心身の健康管理 ・その他社会生活上の便宜の供与
食 事 時 間	・朝 食 8：00 から ・昼 食 12：00 から ・夕 食 18：00 から
教養娯楽費等 自己負担なし	・クラブ活動 生花、手芸、花壇づくり、書道、陶芸 ・行事、レクリエーション 運動会、カラオケ、映画鑑賞、バスハイク、花見 他 ・その他 選択食、誕生会、七夕祭、夏祭り、クリスマス、節分、鏡開き、ひな祭り 敬老会、文化祭 他
介 護 保 険 上 の 利 用 料 金	別紙のとおり
そ の 他 の 費 用	・出張サービス理髪代（1 回）1，500 円 ・テレビ設置料1，000 円 ・本人の希望する特別な教養娯楽費用実 費 ・日帰り又 1 泊旅行実 費 ・望みかなえる事業実 費
緊 急 時 の 対 応	病状等が急変した場合は主治医等に連絡し必要な措置を行います。
協 力 病 院	新武雄病院・園田病院・廣瀬歯科
秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り 第三者に漏洩しません。
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 生活相談員 坂 上 泰 清・永 尾 恵 子 苦情解決責任者 管 理 者 谷 口 哲 彦 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30（☎ 0954－20－8001）
苦情解決の手順	・苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、 苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認 をいたします。 ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申 出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し ます。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な 助言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申 出人に対して、一定期間経過後、報告します。 ・解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954－23－9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954－69－8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952－26－1477
第三者評価の実施状況	提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。

介護保険上の利用金額

(1) 特別養護老人ホームひいらぎ（従来型個室・従来型多床室）

1 日当たり基本利用料金

1. 利用者の要介護度とサービス 利用料金	要介護度1 5,730 円	要介護度2 6,410 円	要介護度3 7,120 円	要介護度4 7,800 円	要介護度5 8,470 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (1割負担者)	573 円	641 円	712 円	780 円	847 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (2割負担者)	1,146 円	1,282 円	1,424 円	1,560 円	1,694 円
4. サービス利用に係る自己負担額 (3割負担者)	1,719 円	1,923 円	2,136 円	2,340 円	2,541 円
5. 居室に係る自己負担額	855 円 (多床室)	1,171 円 (個室)			
6. 食事に係る自己負担額	1,392 円				

(2) 加算料金

加算項目	加算料金			
		1割負担	2割負担	3割負担
1. 栄養マネジメント加算	1日につき	11 円	22 円	33 円
2. 個別訓練機能加算	1日につき	12 円	24 円	36 円
3. 看護体制加算 (I)	1日につき	13 円	26 円	39 円
4. サービス提供体制加算 I 1	1日につき	6 円	12 円	18 円
5. 夜勤職員配置加算 (I)	1日につき	22 円	44 円	66 円
6. 療養食加算	1日3回を限度に1回	6 円	12 円	18 円
7. 退所前後訪問相談援助加算	1日につき	460 円	920 円	1,380 円
8. 退所時相談援助加算	1日につき	400 円	800 円	1,200 円
9. 看取り介護加算 (1日につき)	死亡日以前31日以上45日以下	72 円	144 円	216 円
	死亡日以前4日以上30日以下	144 円	288 円	432 円
	死亡日以前2日又は3日	680 円	1,360 円	2,040 円
	死亡日	1,280 円	2,560 円	3,840 円
10. 介護職員処遇改善加算 (I 口)	介護保険個人負担額の8.3% (左記の1割負担・2割負担・3割負担)			

(2) 入院、外泊した場合1月に6日を限度に、1日あたり当り 2,460 円（自己負担金：1割負担 246 円、2割負担 492 円、3割負担 738 円）と居住費を算定（入院、外泊の初日と最終日は通常の利用料）

(4) 初期加算

- ・入所した日から 30 日以内については1日 300 円加算（自己負担金：1割負担 30 円、2割負担 60 円、3割負担 90 円）
- ・30 日以上入院後再入所した場合も同じく 1日 300 円加算（自己負担金：1割負担 30 円、2割負担 60 円、3割負担 90 円）

ひいらぎショートステイサービス運営規程の概要等

利 用 定 員	20名																																							
サービス内容	・週2回以上の入浴介助 ・食事、排泄、離床、着替え、整容等の生活全般の介助 ・その他日常生活上の必要な援助 ・機能訓練による身体機能の維持 ・嘱託医・協力医による心身の健康管理 ・その他社会生活上の便宜の供与																																							
食 事 時 間	・朝 食 8：00から ・昼 食 12：00から ・夕 食 18：00から																																							
介護保険上の利用料金	＜従来型個室＞ <table><tr><td>1. 利用者の要介護度とサービス利用料金</td><td>要介護度1 5,960円</td><td>要介護度2 6,650円</td><td>要介護度3 7,370円</td><td>要介護度4 8,060円</td><td>要介護度5 8,740円</td></tr><tr><td>2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）</td><td>596円</td><td>665円</td><td>737円</td><td>806円</td><td>874円</td></tr><tr><td>3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）</td><td>1,192円</td><td>1,330円</td><td>1,474円</td><td>1,612円</td><td>1,748円</td></tr><tr><td>4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）</td><td>1,788円</td><td>1,995円</td><td>2,211円</td><td>2,418円</td><td>2,622円</td></tr><tr><td>5. 居室に係る自己負担額</td><td colspan="5">1,171円（個室）</td></tr><tr><td>6. 食事に係る自己負担額</td><td colspan="5">1,392円（1日）</td></tr></table>	1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,960円	要介護度2 6,650円	要介護度3 7,370円	要介護度4 8,060円	要介護度5 8,740円	2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	596円	665円	737円	806円	874円	3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円	4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円	5. 居室に係る自己負担額	1,171円（個室）					6. 食事に係る自己負担額	1,392円（1日）							
	1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,960円	要介護度2 6,650円	要介護度3 7,370円	要介護度4 8,060円	要介護度5 8,740円																																		
	2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	596円	665円	737円	806円	874円																																		
	3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円																																		
	4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円																																		
	5. 居室に係る自己負担額	1,171円（個室）																																						
	6. 食事に係る自己負担額	1,392円（1日）																																						
	＜従来型多床室＞ <table><tr><td>1. 利用者の要介護度とサービス利用料金</td><td>要介護度1 5,960円</td><td>要介護度2 6,650円</td><td>要介護度3 7,370円</td><td>要介護度4 8,060円</td><td>要介護度5 8,740円</td></tr><tr><td>2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）</td><td>596円</td><td>665円</td><td>737円</td><td>806円</td><td>874円</td></tr><tr><td>3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）</td><td>1,192円</td><td>1,330円</td><td>1,474円</td><td>1,612円</td><td>1,748円</td></tr><tr><td>4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）</td><td>1,788円</td><td>1,995円</td><td>2,211円</td><td>2,418円</td><td>2,622円</td></tr><tr><td>4. 居室に係る自己負担額</td><td colspan="5">855円</td></tr><tr><td>5. 食事に係る自己負担額</td><td colspan="5">1,392円（1日）</td></tr></table>	1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,960円	要介護度2 6,650円	要介護度3 7,370円	要介護度4 8,060円	要介護度5 8,740円	2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	596円	665円	737円	806円	874円	3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円	4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円	4. 居室に係る自己負担額	855円					5. 食事に係る自己負担額	1,392円（1日）							
	1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,960円	要介護度2 6,650円	要介護度3 7,370円	要介護度4 8,060円	要介護度5 8,740円																																		
	2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	596円	665円	737円	806円	874円																																		
3. サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円																																			
4. サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円																																			
4. 居室に係る自己負担額	855円																																							
5. 食事に係る自己負担額	1,392円（1日）																																							
＜加算＞（自己負担額） <table><tr><th>加算項目</th><th colspan="4">加算料金</th></tr><tr><td></td><td></td><th>1割負担</th><th>2割負担</th><th>3割負担</th></tr><tr><td>1. 看護体制加算（Ⅰ）</td><td>1日につき</td><td>4円</td><td>8円</td><td>12円</td></tr><tr><td>2. サービス提供体制加算（Ⅰ1）</td><td>1日につき</td><td>22円</td><td>44円</td><td>66円</td></tr><tr><td>3. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）</td><td>1日につき</td><td>13円</td><td>26円</td><td>39円</td></tr><tr><td>4. 送迎加算</td><td>片道</td><td>184円</td><td>368円</td><td>444円</td></tr><tr><td>5. 療養食加算</td><td>1日3回</td><td>8円</td><td>16円</td><td>24円</td></tr><tr><td>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</td><td colspan="4">介護保険利用者負担額の8.3%（左記の1割負担・2割負担・3割負担）</td></tr></table>	加算項目	加算料金						1割負担	2割負担	3割負担	1. 看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円	8円	12円	2. サービス提供体制加算（Ⅰ1）	1日につき	22円	44円	66円	3. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	13円	26円	39円	4. 送迎加算	片道	184円	368円	444円	5. 療養食加算	1日3回	8円	16円	24円	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険利用者負担額の8.3%（左記の1割負担・2割負担・3割負担）			
加算項目	加算料金																																							
		1割負担	2割負担	3割負担																																				
1. 看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円	8円	12円																																				
2. サービス提供体制加算（Ⅰ1）	1日につき	22円	44円	66円																																				
3. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	13円	26円	39円																																				
4. 送迎加算	片道	184円	368円	444円																																				
5. 療養食加算	1日3回	8円	16円	24円																																				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険利用者負担額の8.3%（左記の1割負担・2割負担・3割負担）																																							
その他の費用	・食事に係る自己負担額（1食当り基本料金） 朝食 382円、昼食 505円、夕食 505円 ・滞在費（1日当り基本料金） 従来型個室1, 171円 従来型多床室855円 ・出張サービス理髪代（1回） 1, 500円 ・利用者が希望する特別な教養娯楽費用等 実 費																																							
緊急時の対応	病状等が急変した場合は主治医等に連絡し必要な措置を行います。																																							

秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 生活相談員 坂 上 泰 清・永 尾 恵 子 苦情解決責任者 管 理 者 谷 口 哲 彦 毎週 月曜日 ～ 金曜日 ８：３０～１７：３０ (☎ ０９５４－２０－８００１)
苦情解決の手順	・ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認をいたします。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人に対して、一定期間経過後、報告します。 ・ 解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL ０９５４－２３－９２１１ 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL ０９５４－６９－８２２２ 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL ０９５２－２６－１４７７
第三者評価の実施状況	提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。

ひいらぎデイサービス運営規程の概要等

営 業 日	毎 日（毎週月曜日から土曜日）					
営 業 時 間	午前 9：45 ～ 午後 3：50					
利 用 定 員	30名					
サービス内容	健康チェック、レクリエーション等、日常動作訓練、機能訓練、送迎、一般入浴介助 特別入浴介助、食事提供、その他必要な介護、相談援助等生活指導					
介護保険上の利用料金 (利用者負担金)	サービス利用料金					
	I. 利用者の介護度別単位数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1,003 単位
	2. 1日の自己負担額（1割）	581 円	686 円	792 円	897 円	1,003 円
	3. 1日の自己負担額（2割）	1,162 円	1,372 円	1,584 円	1,794 円	2,006 円
	4. 1日の自己負担額（3割）	1,743 円	2,058 円	2,376 円	2,691 円	3,009 円
	5. 食費として	570 円				
	＜加算＞（自己負担額）					
	加算項目	加算料金				
	1. 入浴加算	1回につき	1割負担 40 円	2割負担 80 円	3割負担 120 円	
その他の費用	2. 個別機能訓練加算（I）		1割負担 56 円	2割負担 112 円	3割負担 168 円	
	3. サービス提供体制強化加算（I）	1回につき	22 円	44 円	66 円	
	4. 介護職員処遇改善加算（I）	介護保険個人負担額の5.9%（左記の1割負担・2割負担・3割負担）				
	5. ベースアップ等支援加算	介護保険個人負担額の1.1%（左記の1割負担・2割負担・3割負担）				
	・食 費 570円 ・おむつ代 実 費					
禁 止 行 為	・決められた場所以外での喫煙 ・他人に迷惑になる行為 ・みだりに外出すること					
緊急時の対応	病状等が急変した場合は主治医等に連絡して必要な措置を行います。					
秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。					
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。					
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 生活相談員 深 町 裕 恵 苦情解決責任者 管 理 者 谷 口 哲 彦 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30（☎ 0954－20－8001）					
苦情解決の手順	・苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認をいたします。 ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人に対して、一定期間経過後、報告します。 ・解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。					
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954－23－9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954－69－8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952－26－1477					
第三者評価の実施状況	提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。					
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。					

ひいらぎ居宅介護支援事業運営規程の概要等

営 業 日	毎週月曜日から金曜日																						
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分 (電話等により、24時間常時連絡が可能な体制としております。)																						
事業実施地域	武雄市（武内町・若木町・武雄町・朝日町・橘町・東川登町・西川登町）																						
サービス内容	・居宅サービス計画の作成 ・要介護認定の申請代行及び認定調査 ・指定居宅サービス事業者との連絡調整 ・指定居宅サービス事業者等の情報提供 ・介護保険施設への入所紹介 ・その他の必要な相談・援助																						
職 員 の 職 種 人数及び資格	<table><tr><th rowspan="2">職員の職種</th><th rowspan="2">員数</th><th colspan="2">常 勤</th><th rowspan="2">資 格</th></tr><tr><th>専従</th><th>兼務</th></tr><tr><td>管 理 者</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>介護支援専門員</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>介護支援専門員</td></tr><tr><td>事 務 職 員</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></table>	職員の職種	員数	常 勤		資 格	専従	兼務	管 理 者	1		1	介護支援専門員	介護支援専門員	3	3		介護支援専門員	事 務 職 員	1		1	
職員の職種	員数			常 勤			資 格																
		専従	兼務																				
管 理 者	1		1	介護支援専門員																			
介護支援専門員	3	3		介護支援専門員																			
事 務 職 員	1		1																				
利 用 料 金	介護報酬の告示上の額 (利用者の負担金はありません。)																						
秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り 第三者に漏洩しません。																						
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。																						
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦 情 相 談 窓 口 介護支援専門員 富 安 満 子 苦 情 解 決 責 任 者 管 理 者 富 安 満 子 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30 (☎ 0954-20-8001)																						
苦情解決の手順	・ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、 苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認 をいたします。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申 出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し ます。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助 言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人 に対して、一定期間経過後、報告します。 ・ 解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。																						
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954-23-9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954-69-8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952-26-1477																						
第三者評価の実施状況	提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。																						
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。																						

ひいらぎ介護予防ショートステイサービス運営規程の概要等

利 用 定 員	20名																												
サービス内容	・週2回以上の入浴介助 ・食事、排泄、離床、着替え、整容等の生活全般の介助 ・その他日常生活上の必要な援助 ・機能訓練による身体機能の維持 ・嘱託医・協力医による心身の健康管理 ・その他社会生活上の便宜の供与																												
食 事 時 間	・朝 食 8：00から ・昼 食 12：00から ・夕 食 18：00から																												
介護保険上の利用料金	・1日当りの基本利用料 (単位：円) <table><tr><td></td><td colspan="3">従来型個室</td><td colspan="3">多床室</td></tr><tr><td>要介護度</td><td>1割負担</td><td>2割負担</td><td>3割負担</td><td>1割負担</td><td>2割負担</td><td>3割負担</td></tr><tr><td>要支援1</td><td>446円</td><td>892円</td><td>1,338円</td><td>446円</td><td>892円</td><td>1,338円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>555円</td><td>1,110円</td><td>1,665円</td><td>555円</td><td>1,110円</td><td>1,665円</td></tr></table> ・処遇改善加算（Ⅰ） 介護保険利用者負担額の8.3％ （左記の1割・2割・3割負担） ・送迎費用（片道）184円（2割負担：368円・3割負担：552円） ・サービス提供体制加算（Ⅰ1）22円（2割負担：44円・3割負担：66円） ・機能訓練体制加算12円（2割負担：24円・3割負担：36円）		従来型個室			多床室			要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	要支援1	446円	892円	1,338円	446円	892円	1,338円	要支援2	555円	1,110円	1,665円	555円	1,110円	1,665円
	従来型個室			多床室																									
要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担																							
要支援1	446円	892円	1,338円	446円	892円	1,338円																							
要支援2	555円	1,110円	1,665円	555円	1,110円	1,665円																							
その他の費用	・食事に係る自己負担額（1食当り基本料金） 朝食 382円、昼食 505円、夕食 505円 ・滞在費（1日当り基本料金） 従来型個室1,171円 多床室855円 ・出張サービス理髪代（1回） 1,500円 ・利用者が希望する特別な教養娯楽費用等 実 費																												
緊急時の対応	病状等が急変した場合は主治医等に連絡し必要な措置を行います。																												
秘密保持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。																												
損害賠償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。																												
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 生活相談員 坂 上 泰 清・永 尾 恵 子 苦情解決責任者 管 理 者 谷 口 哲 彦 毎週 月曜日～金曜日 8：30～17：30 ☎ 0954-20-8001																												
苦情解決の手順	・苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認をいたします。 ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人に対して、一定期間経過後、報告します。 ・解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。																												
行政機関その他 苦情受付機関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954-23-9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954-69-8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952-26-1477																												
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。																												

ひいらぎ第1通所事業運営規程の概要等

営 業 日	毎 日（毎週月曜日から土曜日）															
営 業 時 間	午前 9：45 ～ 午後 3：50															
利 用 定 員	30名															
サ ー ビ ス 内 容	健康チェック、レクリエーション等、日常動作訓練、機能訓練、送迎、一般入浴介助 特別入浴介助、食事提供、その他必要な介護、相談援助等生活指導															
介 護 保 険 上 の 利 用 料 金 (利用者負担金)	<table><tr><td></td><td>1割負担</td><td>2割負担</td><td>3割負担</td></tr><tr><td>通所型サービスⅠ</td><td>1, 672円</td><td>3, 344円</td><td>5, 016円</td></tr><tr><td>通所型サービスⅡ</td><td>3, 428円</td><td>6, 856円</td><td>10, 284円</td></tr></table>					1割負担	2割負担	3割負担	通所型サービスⅠ	1, 672円	3, 344円	5, 016円	通所型サービスⅡ	3, 428円	6, 856円	10, 284円
		1割負担	2割負担	3割負担												
	通所型サービスⅠ	1, 672円	3, 344円	5, 016円												
	通所型サービスⅡ	3, 428円	6, 856円	10, 284円												
	◎加算（月額）															
	加算項目		加算料金													
			1割負担	2割負担	3割負担											
	1. 運動器機能向上加算		225円	450円	675円											
	2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		1割負担	2割負担	3割負担											
		要支援1	88円	176円	264円											
要支援2		176円	352円	528円												
3. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護保険個人負担額の5.9%（1割・2割・3割負担）														
4. ベースアップ等支援加算		介護保険個人負担額の1.1%（1割・2割・3割負担）														
そ の 他 の 費 用	・食 費 570円 ・おむつ代 実 費															
禁 止 行 為	・決められた場所以外での喫煙 ・他人に迷惑になる行為 ・みだりに外出すること															
緊 急 時 の 対 応	病状等が急変した場合は主治医等に連絡して必要な措置を行います。															
秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り 第三者に漏洩しません。															
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。															
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 生活相談員 深 町 裕 恵 苦情解決責任者 管 理 者 谷 口 哲 彦 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30（☎ 0954－20－8001）															
	・ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、 苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認 をいたします。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申 出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し ます。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助 言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人 に対して、一定期間経過後、報告します。 ・ 解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。															
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954－23－9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954－69－8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952－26－1477															
第三者評価の実施状況	提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。															
運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。															

ひいらぎ介護予防居宅介護支援事業運営規程の概要等

営 業 日	毎週月曜日から金曜日																									
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分 (電話等により、24時間常時連絡が可能な体制としております。)																									
事業実施地域	武雄市（武内町・若木町・武雄町・朝日町・橘町・東川登町・西川登町）																									
サービス内容	・居宅サービス計画の作成 ・要介護認定の申請代行及び認定調査 ・指定居宅サービス事業者との連絡調整 ・指定居宅サービス事業者等の情報提供 ・介護保険施設への入所紹介 ・その他の必要な相談・援助																									
職 員 の 職 種 人数及び資格	<table><tr><th rowspan="2">職員の職種</th><th rowspan="2">員数</th><th colspan="2">常 勤</th><th rowspan="2">資 格</th></tr><tr><th>専従</th><th>兼務</th></tr><tr><td>管 理 者</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>介護支援専門員</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>介護支援専門員</td></tr><tr><td>事 務 職 員</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></table>				職員の職種	員数	常 勤		資 格	専従	兼務	管 理 者	1	1		介護支援専門員	介護支援専門員	3	3		介護支援専門員	事 務 職 員	1		1	
職員の職種	員数	常 勤		資 格																						
		専従	兼務																							
管 理 者	1	1		介護支援専門員																						
介護支援専門員	3	3		介護支援専門員																						
事 務 職 員	1		1																							
利 用 料 金	介護報酬の告示上の額 (利用者の負担金はありません。)																									
秘 密 保 持	当施設の職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は正当な理由がない限り 第三者に漏洩しません。																									
損 害 賠 償	当方の責任により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。																									
苦 情 相 談	苦情相談には速やかに応じます 苦情相談窓口 介護支援専門員 富 安 満 子 苦情解決責任者 管 理 者 富 安 満 子 毎週 月曜日 ～ 金曜日 8：30～17：30 (☎ 0954-20-8001)																									
苦情解決の手順	・苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。 ・苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際、 苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認 をいたします。 ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申 出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。 ・苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し ます。苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助 言を受けます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人 に対して、一定期間経過後、報告します。 ・解決できない苦情については、佐賀県運営適正化委員会等への苦情の申出ができます。																									
行政機関その他 苦 情 受 付 機 関	武雄市市役所 市民相談係 TEL 0954-23-9211 杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 TEL 0954-69-8222 佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL 0952-26-1477																									

運 営 規 程 等	運営規程、契約書、重要事項説明書は事務室に置いてあります。
-----------	-------------------------------